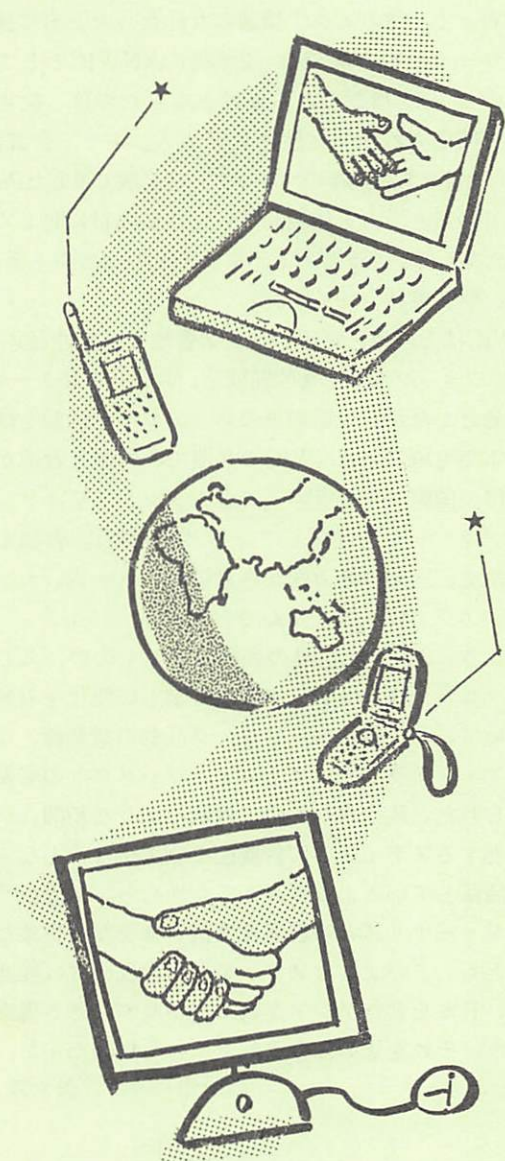


## WSISジュネーブ会議 開催される



### CONTENTS

#### EDITORIAL

マニラ再訪・ANWIC活動のなかで 2

**特集1** 世界情報社会サミット(W SIS)  
ジュネーブ会議開催される 3  
一人間のニーズに応える情報社会の  
実現に向けて—「市民社会」宣言

**報告** FCT12月フォーラム 16  
WSISジュネーブ会議からの報告と  
第4回『スキャニング・テレビジョン』  
を使って学ぶメディア・リテラシー

**特集2** カナダ民間放送連盟  
(CAB)倫理基準 18

**会員コラム** 依本 悟 24  
メディア出身者の  
メディア・リテラシー

**データバンク** 国内篇 25

# let GAZETTE

編集 Editors 鈴木みどり(発行代表)

翻訳 Translation 高橋恭子、宮崎寿子  
折茂あや、窪田裕江

データバンク Databank Writers  
西村寿子、島山亮太、竹内希衣子  
中野恵美子、石原 豪、新開清子

イラスト Art Director 市川雅美

編集総務 Managing Editor 新開清子

定期購読・発送 Subscriptions & Shipping  
佐々木はるひ

印刷 Printing (有)カワムラ印刷

FCT市民のメディア・フォーラムは、1977年の創設以来、視聴者、研究者、メディアの創り手が、性別、年齢、職業的立場、社会的地位を超えて社会を構成する一人ひとりの市民として集い、メディアをめぐる多様な問題について語り合い、実証的研究と実践的活動を積み重ねるためのひろば(フォーラム)として機能してきた。FCT活動は各地でのワークショップやシンポジウムの開催、調査報告書の刊行、など多岐にわたる。なかでも、すべての市民、特に子ども、女性、高齢者、障害者、民族的・人種の少数者などのマイノリティ市民の視点からメディアを読み解き、メディア社会を生きる力の獲得をめざすメディア・リテラシーの研究と実践は、FCT活動の中核をなすものである。

特定非営利活動法人  
FCT市民のメディア・フォーラム  
Forum for Citizens' Television & Media

理事 鈴木みどり、新開清子、  
宮崎寿子、佐々木はるひ、  
関根里砂、高橋恭子、  
篠塚 公(MLPJ担当)

Media Literacy Project in Japan:  
<http://www.mlpj.org/>

事務所：神奈川県横浜市中区新港2-2-1  
横浜ワールドポーターズNPOスクエア内

資料問い合わせ  
Fax 0466-81-8307

銀行振込 東京三菱銀行藤沢支店  
普通預金 1559401

郵便振込エフシーティー00190-3-84097

購読料：年2,500円(3回発行)

## EDITORIAL

### マニラ再訪・ANWIC活動のなかで

2月末の1週間、「ジェンダーとメディア」研究の一環で、大学院生の人たちとフィリピンの首都マニラを訪れた。大学の研究者や学生たちとの研究会、NGOの女性たちと交流、新聞社やテレビ局、ラジオ局への訪問と、毎日多忙なスケジュールだった。加えて、私のもうひとつの目的は、ロンドンのNGOスタッフを退職して帰国し、2月からマニラのNGOで新しい仕事を始めているANWIC(Asian Network of Women in Communication)の友人と会い、この活動のこれからについて種々語り合う時間をもつことにあった。

このフィリピン女性の友人と私は16年余り前の1987年、マニラにあって、他のアジア諸国の女性たちとともに緩やかなネットワーク活動を構想し、2年後にANWICとして活動を始めたのだった。構想のきっかけとなったのは、同年12月にマニラで開催された「女性とメディア」アジア会議だった。主催者の女性たちは前年のマルコス政権崩壊で果したPeople's Powerの熱気と活力を体現していて、私の目に眩しく映ったのを覚えている。(詳細は『テレビ・誰のためのメディアか』の11章、學芸書林、1992年刊)

ANWICはその後、毎年、アジア各地で「女性とメディア」のワークショップを3~4回開催し、ニュースレターやジャーナルを発行しながら、草の根のネットワーク活動を続けてきた。日本でもFCTとANWICの共催で、韓国と台湾からの参加者を得て国際フォーラム「ジェンダー、メディア、メディア・リテラシー」を開催している(1998年)。参加する国も次第に増え、当初の8カ国から最近ではベトナム、カンボジアを加え、アジア17カ国に及んでいる。

このようにANWIC活動の展開はあるものの、久しぶりに訪れたマニラでは、メディア環境の著しい悪化をみせつけられ、改めて、草の根のネットワーク活動の重要性、なかでもメディア・リテラシーによるエンパワーメントの必要性を痛感させられた。政治家たちの広報紙のような新聞、テレビをはじめとするメディアの広告機能の肥大化とそんなメディアで一見活躍しているようにみえる女性たち。女性の“社会進出”どジャーナリズムの衰退は表裏一体をなす現象なのか。

もっとも、このようなメディア環境の現出は、程度の差こそあれ、日本を含むアジア全域に広がりつつある現実でもあるだろう。それを思い知らされたマニラ再訪だった。

(鈴木みどり)

## 特集1

## 世界情報社会サミット (WSIS) ジュネーブ会議開催される

国連の世界情報社会サミット(World Summit on Information Society)が12月10日から12日にジュネーブで開催され、デジタル・デバイス(情報格差)の解消をめざす「原則の宣言」と「行動計画」を公式文書として最終日に採択した。2年後の2005年には、これらの文書に基づく各国の取り組みをより確実なものにするために、2回目の会議がチュニスで開催される。

サミットに参加した3セクターの一つ「市民社会」はWSIS開幕に先立つ12月8日に総会をもち、「政府案では市民社会が共有する意見や一般的な関心が十分に反映されない」と批判して、もうひとつのWSIS文書となる「市民社会宣言」を満場一致で採択した。

「市民社会」を構成する組織には、市民によるNGOだけでなく、地方自治体、研究者、メディア関係者、なども含まれている。しかも、一概にNGOといっても、国連や政府から助成されたところもあれば、政府から完全に独立し、100人以上の専従スタッフを持つ組織もあり、きわめて多様である。加えて、NGOの設立経緯や活動内容はそれぞれの国における民主主義の成熟度と深く関わっている。

本特集では、3章21ページから成る「市民社会宣言」を取り上げ、主要部分を訳出した。ふたつの公式文書もいずれ訳出したい。しかし、その前に、まず市民社会宣言で提案されている情報コミュニケーション社会のビジョン(未来図)を私たちがよく読み、その内容を共有したいと考えるからである。

市民社会宣言では、情報コミュニケーション社会を「人間を中心とする包括的で公平な社会」と定義し、そのような社会では「開発が基本的人権によって体系づけられ、かつ、公平な資源の分配を目標とする」ことを確認している。情報コミュニケーション社会を形成するツールとしての情報コミュニケーション技術(Information Communication Technology = ICT)については、「様々な社会状況下にあるすべての人びとにとって利用可能なものでなければならず…利潤追求や市場に連動するだけのICT開発を拒否する」と宣言している。

市民社会宣言は、このように、すべての人間の尊厳と基本的人権を重視する基本姿勢で貫かれており、コミュニケーションについても、それは「社会の基本的なプロセスであり、人間の基本的なニーズであり、すべての社会基盤である」と述べている。さらに、そうした理念のもとで情報コミュニケーション社会を築いていくためには、過剰な著作権保護や知的所有物の独占、メディア所有の寡占などの危険性に挑んでいかなければならないことを確認し、そのうえで、コミュニティ・メディアや共有財産(パブリック・ドメイン)の役割の重要性を強調している。

日本では一般に、ICTをIT(情報技術)と略称し、Communicationを「通信」と訳すことで、産業的側面のみが強調されている。私たちは、市民社会宣言を手にするすることで、そうした日本の現状を直視し、いまなにをなすべきかを考えることができるだろう。

# 人間のニーズに応える情報社会の実現に向けて

## "Shaping Information Societies for Human Needs"

2003年12月8日ジュネーブ (Geneva, 8 December 2003)

2003年12月8日、WSISの「市民社会」セクターの総会にて満場一致で採択され、最終日に議長に提出された世界情報社会サミット (WSIS) への「市民社会宣言」。

\* \*

私たちは、様々な大陸から集まり、様々な文化的背景、視点、経験、専門技術をもつ女性、男性であり、新しいグローバルな市民社会を構成する一員として、情報コミュニケーションをテーマとする初めての国連サミット (WSIS) において、市民社会の参加が不可欠であると考え、2年の準備過程に参加し、その過程を通して、人間中心の包括的で公平な情報コミュニケーション社会の概念を形成する努力を積み重ねてきた。

私たちは、オンラインでもオフラインでも共に活動し、情報コミュニケーション技術 (ICT) の非排他的で参加型の利用を実践し、目的を共有し、共通の立場を表明し、情報コミュニケーション社会のビジョン (未来図) を共に展望してきた。

この最初のジュネーブにおける2003年12月の世界サミットの段階では、私たちが共に表明した意見や一般的な関心がサミットの公式文書に十分に反映されていない。私たちはここに提出する「市民社会宣言」がサミットの成果として公式文書のひとつになることを提案する。この宣言にある私たちのビジョンが、女性と男性、コミュニティと様々な人びとの活動と生活を通して現実になることを確信し、

すべての人びとが現在も進行中の対話に参加し、共通の未来を創る力になることを求め、ここに、私たちのビジョンを提出する。

### 1. 社会のあるべき姿

私たちが思い描く情報コミュニケーション社会のビジョンの中核にあるのは人間である。すべての国の国民とすべての個人の尊厳と権利は促進され、尊重され、遵守され、保障されなければならない。したがって、開発レベルにおける格差や、豊かさと極端な貧困の許されざる大きな隔たりを是正することが、私たちの最重要な関心事でなければならない。

私たちは、人間を中心とする包括的で公平な情報コミュニケーション社会を築くことに取り組んでいる。誰もが情報や知識を自由に創造し、アクセスし、利用し、共有し、普及することができ、そうすることで個人、コミュニティ、国民が生活の質を向上させ、能力を十分に発揮できるようにエンパワーされる社会。社会的、政治的、経済的公正と、人びとの全面的参加とエンパワーメントの原則に基づいて築かれる社会。したがって、今日、世界が直面する重要な開発問題に本気で取り組む社会。国連憲章と世界人権宣言に示されている原則を前提に、より平和で、公正で、平等で、持続可能な世界を実現するために、持続可能な開発、民主主義、ジェンダーの平等という目的を遂行する社会。

私たちは開発が基本的人権によって体系づ

けられ、かつ、公平な資源の分配を目標とする情報コミュニケーション社会を築くことを切望する。そのような社会は非搾取的で、環境面でも持続可能な方法で貧困の根絶をめざす。この目的のために、技術は、その開発を最終目標とするのではなく、基本的な手段として使われねばならない。したがって、デジタル・デバイドの溝を埋めることは、すべての人びとのための開発を達成する道の最初の一歩に過ぎない。

情報コミュニケーション技術（ICT）は、武器拡散と同様に、飢饉、天災、HIV/AIDSのような新たな疫病による荒廃を克服する上で、大きな可能性を持っている。

コミュニケーションは社会の基本的なプロセスであり、人間の基本的ニーズであり、すべての社会組織の基盤であることを、私たちは再確認する。誰もが、いつでも、どこでもコミュニケーションのプロセスに参加する機会を持ち、誰もがこの恩恵から排除されることがあってはならない。これは、誰もがコミュニケーションの手段へアクセスでき、言論と表現の自由の権利を行使できることを意味する。

この権利には、意見を持ち、情報や理念をあらゆるメディアを通して制限なく求め、受け取り、伝える権利が含まれる。同様に、プライバシーの権利、公共の情報や共有財産（パブリック・ドメイン）としての知識にアクセスする権利、その他の多くの情報コミュニケーション・プロセスに関わる普遍的な人間の権利も認められなければならない。

アクセスの権利とともに、これらすべてのコミュニケーションの権利と自由は、国家の法律に明記され、適切な技術的要件で補強されて、保障されなければならない。

このような社会を構築することは、個人が市民としての能力で、その組織やコミュニティに関わるのと同じように、社会の枠組みや政策、統治メカニズムの形成に参加者として、また意思決定者として関わることを意味する。

このことは、すべての世代の女性と男性が真摯に参加できる環境を作ることであり、社会的・言語的に多様な人びとや、様々な文化と民族、都市と地方の人びとが排除されることなく、確実に参加できることを意味している。さらに政府は、市民が求める公共サービスを維持し、促進し、情報コミュニケーション社会モデルを、いつでも、修正可能で改善できることを保障するために、公共政策の柱として市民への説明責任を確立しなければならない。

技術は、社会的影響力という面では、中立ではありえない。したがって、いわゆる「技術的に中立な」意思決定過程をもつというのは欺瞞でしかない。

新しい技術の導入では、設計開始から配置と操作の段階まで、社会的・技術的に慎重な選択が重要である。情報コミュニケーション・システムが及ぼす社会的、技術的に否定的な影響が設計過程の後半になって発見されても、通常、修正は極端に難しく、問題は継続する。私たちは、このような否定的な影響を避け、それを最小限に抑えるために、エンドユーザーと共に、またエンドユーザーによる参加型の方式で、技術が設計されるような情報コミュニケーション社会を思い描く。

私たちは人間の知識、創造性、協力、連帯が中心的な要素となる社会を思い描く。それは個人の創造性だけでなく、協働に基づく共同体の革新を促進する社会である。知識、情

報、コミュニケーションの資源が人類の共通遺産として認識され、保護される社会。文化や言語の多様性、異文化間の対話が、差別や暴力、憎悪のない環境のもとで保障され、育まれる社会。

私たちは、人類がかつて夢想だにしなかった規模で、情報、知識、コミュニケーションの手段が使用可能になっていることを自覚している。しかし私たちは、コミュニケーション手段へのアクセスからの排除、情報からの排除、そして公共圏への参加に必要な技能からの排除が、今日でも、殊に発展途上国では、大きな制約になっていることも知っている。同時に、情報や知識はますます私有財産へと変換され、社会の組織や開発の基礎を築く要素としてではなく、あたかも単なる商品のようになり管理され、売買されることが可能になっている。そのため、情報コミュニケーション社会の主要な課題の一つとして、このような矛盾の解決が急務である。

豊富な人間の知識と適切な資源を結集する政治的な意思が明確にあれば、人間は確実に国連ミレニアム宣言の目標を達成し、その目標を超えることさえできる。このように確信する私たちは、「市民社会」に属する組織として、この目標と私たちのビジョンを現実のものにする責任において、果たすべき役割を引き受ける。

#### <目次>

- 1 社会のあるべき姿
- 2 中心となる原則と課題
  - 2.1 社会的公正と人間中心の持続可能な開発
    - 2.1.1 貧困撲滅
    - 2.1.2 地球市民の一員であること
    - 2.1.3 ジェンダーの公正
    - 2.1.4 若い人たちの重要性
    - 2.1.5 情報へのアクセスとコミュニケーション手段
    - 2.1.6 健康に関する情報へのアクセス
    - 2.1.7 基本的なリテラシー
    - 2.1.8 持続可能でコミュニティに根ざしたICTソリューションの開発
    - 2.1.9 紛争状態
  - 2.2 人間の権利を中心とする社会
    - 2.2.1 表現の自由
    - 2.2.2 プライバシーの権利
    - 2.2.3 社会的関心事へ参加する権利
    - 2.2.4 労働者の権利
    - 2.2.5 先住民族の権利
    - 2.2.6 女性の権利
    - 2.2.7 子どもの権利
    - 2.2.8 障害者の権利
    - 2.2.9 規則と法の支配
  - 2.3 文化・知識・共有財産（パブリック・ドメイン）
    - 2.3.1 文化と言語の多様性
      - 2.3.1.1 能力開発と教育
      - 2.3.1.2 言語
      - 2.3.1.3 国際法と規則
    - 2.3.2 メディア
      - 2.3.2.1 メディアの役割
      - 2.3.2.2 コミュニティ・メディア
    - 2.3.3 共有財産（パブリック・ドメイン）としてのグローバルな知識
      - 2.3.3.1 先住民族の知識
      - 2.3.3.2 著作権、特許、商標
      - 2.3.3.3 ソフトウェア
      - 2.3.3.4 研究
  - 2.4 環境整備
    - 2.4.1 倫理的側面

- 2.4.2 民主主義に基づく説明責任のあるガバナンス
- 2.4.3 インフラストラクチャーとアクセス
- 2.3.4 資金調達とインフラストラクチャー
- 2.3.4 人間開発—教育と研修
- 2.4.6 情報の生成と知識開発
- 2.4.7 ICTとコミュニケーションのグローバル・ガバナンス
- 3 結論

## 2. 中心となる原則と課題

この私たちのビジョンからいって、情報コミュニケーション社会の発展は、対処すべき課題の十分な認識と様々な利害関係者の責任を反映する基本的な原則に基づいていることが重要である。

このような課題と原則には、ジェンダーにかかわる問題に焦点をあて、ジェンダーの平等、差別の廃止、女性のエンパワーメントに根源的に取り組み、そうした取り組みが情報コミュニケーション社会における公平で、人間中心の開発にとって、譲ることのできない絶対条件であることを十分に認識することが含まれる。そうした取り組みは、社会、経済、政治における不平等な力関係の連環から生じる影響を意識的に是正することである。不平等な力関係の連環から生じる影響は、女性と男性で格差のあるアクセス、選択、機会、参加、地位、資源の管理に表れているし、コミュニティにおける階級、民族、年齢、宗教、人種、地理的場所、開発状況における格差でも指摘できる。

### 2.1 社会的公正と人間中心の持続可能な開発

社会的に公正な枠組みのもとでの人間の開

発には、個人とコミュニティの充足、エンパワーすることができる文化、社会、経済、政治、環境における生活条件が含まれる。人類が達成した知識と技術の大きな進歩にもかかわらず、大半の人びとは劣悪な条件のもとで生活している。

情報コミュニケーション社会における社会的公正は、経済、社会、政治、文化の観点とともに、地政学的で歴史的な不公正に取り組むことによってのみ遂行可能である。今日のグローバルな発展のダイナミクスは、グローバル経済の自由化、文化のグローバリゼーション、増大する軍国主義、勃興する原理主義、人種差別、基本的人権の一時的な剝奪と侵害、などのすべてが連環する緊張状態によって特徴づけられる。

ICTの不平等な分布と、世界の大半の人びとが情報へのアクセスを欠いていること—これはしばしばデジタル・デバイドと呼ばれる—が、実際に、既存の社会格差の地図に新たな不均衡の地図を塗り重ねている。これらの格差には、北半球と南半球、富める人と貧しい人、男性と女性、都会と地方の人びと、情報アクセスができる人とできない人との格差が含まれる。このような不均衡は異なる文化と文化の間だけでなく、それぞれの国内でも見られる。国際社会は、各国がデジタル・デバイドの溝を埋めるための行動をとるように、一丸となり、力を行使していかなければならない。

様々な脆弱な集団やコミュニティが経験しているあらゆる形態の差別、排斥、孤立を取り除くためには、技術の配置のみでなく、それ以上のことが求められる。そのような人びとの情報コミュニケーション社会への完全な

参画のために私たちがなすべきことは、基本的なレベルで、利潤追求や市場に連動するだけのICT開発を拒否することである。

ICTが新しい経済のグローバル化や市場独占により、これまでのマイナス傾向を恒久化させるために使われないように、自覚ある、果敢な行動を取る必要がある。むしろ、ICTの開発と応用では、世界のあらゆる国の人びとの社会的、経済的、文化的進歩を促進し、開発のパラダイムの変換をめざさなければならない。

技術に関する決定は、企業を富ませ、政府による非民主的な統制を可能にするためではなく、人びとの生活にとって重要なニーズを満たす目的のためになさなければならない。したがって、技術の設計と使用に関する重要な決定は、エンドユーザー、技術者、科学者を含む市民社会と協力して下されるべきである。特に、コミュニティに基礎を置く技術が関係する場合、コミュニティ情報科学の研究と実践は、設計デザインの工程で、コミュニティならではの特徴やニーズに適応させなければならない。

### 2.1.1 貧困撲滅

貧困の撲滅は、WSISの議題における最優先事項のひとつでなければならない。現存する不平等に挑戦せずに、新しいICTを包含する持続可能な開発は達成できない。誰もが参加する対話において、極端な貧困状態で生活する人びとがその経験と知識によって寄与できなくてはならない。貧困に挑戦するには、「開発に関する議題」を設定する以上のことが必要である。それには、現行の枠組みを検討し、特定の内容に関する情報への地域での

アクセスを改善し、ICT関連の技能の訓練を向上し、巨大な財源やその他の資源の割り当てに根本的に取り組む必要がある。さらに、ボランティアは草の根レベルで活動しているため、誰もが社会に受け入れられる状態を創出するうえで、重要な役割を果たす。

財源の確保は、社会的連帯およびデジタルな連帯と連携させ、社会のあらゆるセクターによって透明かつ包括的に運営される新旧の財政機構を通して方向づける必要がある。公正な開発に潜在的に逆効果になりうるという観点から見直しが必要な枠組みとしては、WIPOの活動やTRIPS協定の機能をはじめ、知識と情報の独占を承認し管理する現行の協定が含まれる。

### 2.1.2 地球市民の一員であること

情報コミュニケーション社会は、財政、技術、人材、道徳における巨大な資源を触媒作用によって大きく変え、それらを持続可能な開発のために放出させていく可能性を持っている。そのような資源は、世界の人びとが地球の運命と全人類の幸福に対して強い責任感を持てるようになる時に初めて使用可能になるだろう。この点で、政府だけでなく、個人やコミュニティがグローバルな意識を高め、世界市民としての自覚を持つことが必要になる。

人類は一つであり、分かつことはできない。人類のひとりひとりが全体の信託でこの世に生まれ、国際的な人権基準を積極的に行使し、適用することで互いの平等を確認し、それによって最善をつくすのである。

### 2.1.3 ジェンダーの公正

公平で、開かれていて、包括的な情報コミュ



ニケーション社会は、ジェンダーの公正に基づいていなければならないと、とくに「北京宣言」における行動綱領（第4回世界女性会議）と「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW）に含まれるジェンダーの平等、差別撤廃、女性のエンパワーメントの原則に拠らなければならない。

行動は、確固たる公約のみならず、社会のあらゆるレベルでの不平等な力関係から生じている差別の排除に取り組むために、横断的な方法が必要であるとの認識を示していなければならない。あらゆる領域を横断する積極的な政策や計画が女性のために開発されなければならない。その際、女性をICTの所有、設計、使用、適用のいずれにおいても能動的で主要なエージェントとして捉えることが必要である。

少女および女性を社会の形成者、指導者として、その生涯を通してエンパワーするためには、ジェンダーに対応する教育プログラムや適切な学習環境の促進が必要である。ジェンダー分析と、各国で普遍的に使われているモニターシステムと評価システムを使ってジェンダーの平等を計測する質量両面の指標を開発することは、「不可欠なこと」である。

#### 2.1.4 若い人たちの重要性

若い人たちは将来の労働力であり、優れた創造者であり、非常に早い時期にICTを取り入れる人たちである。したがって、若い人たちは、学ぶ人として、開発する人として、貢献する人として、また起業家や意思決定者として、エンパワーされなければならない。

とくに、情報コミュニケーション社会が提供する機会を十分にもっていない若い人たちに

に焦点をあてる必要がある。中でも、不利な環境にある若い人たち、特に発展途上国の若い人たちの力をつけないといけない。少女や若い女性の機会均等を私たちの努力の一環にすえ、彼女たちのICTに対するニーズや可能性を意識化することに力を注ぐ必要がある。

低賃金、劣悪な労働条件、雇用不安や集団の代表権を欠くことなど、ICT産業に働く若い人たちが直面している問題に取り組まなければならない。ICTの主要なユーザーである若い人たちは影響されやすく、ICT使用による健康被害に対して脆弱である。したがって私たちは、すべての子どもたちの幸福、保護、調和のとれた発達を確実にするICTだけを開発し、使用することを誓う。

#### 2.1.5 情報へのアクセスとコミュニケーション手段

情報へのアクセスとグローバル・コモンズ（地球共有資源）としてのコミュニケーション手段は参加型で、普遍的で、包括的で、民主的でなければならない。アクセスの不平等は、南北間の格差だけでなく、先進国および発展途上国にそれぞれ長く存在する不平等という点からも取り組んでいかななければならない。克服すべき障壁は、経済、教育、技術、政治、社会、民族、年齢にまつわるものであり、ジェンダーの不平等な関係は、これらの障壁のすべてに深く埋め込まれているため、特に取り組んでいく必要がある。

情報への普遍的なアクセスは、人間の開発にとって不可欠であり、保障されなければならない。インフラストラクチャーと情報コミュニケーション技術の最適な形態は、様々な社会状況下にあるすべての人びとにとって利用

可能なものであり、技術のそうした社会適応性を奨励しなければならない。このことは、先住民族、ディアスポラ、移住者、特権を与えられた特定の地域の人びと、といった社会的グループが経験している様々な現実に取り組むことを意味する。

この点で、既存のメディアとコミュニティに密着した情報コミュニケーションの取り組みは、新しいICTの有効利用と同様に、重要な役割を担っている。情報コミュニケーション社会における規則や法的枠組みは、広い層が技術、情報、知識を共有していくために、また、コミュニティによる管理を促進するために、人権と自由に敬意を払いつつ、強化されなければならない。

ICTの開発では、障害を持つ人びとを含むすべての利害関係者のニーズと要求が考慮されなければならない。ICTのアクセシビリティと非排他性については、その設計、開発、生産の初期段階で最善を尽くす。そうすることで、情報コミュニケーション社会は最小限のコストですべての人びとのためのものとなる。

情報にアクセスし、情報を送り、受けることを必要とするのは、難民、戦争によって追放された人たち、亡命希望者など、自己の権利がしばしば侵されていることを知らない弱い立場にある人たちにとって、きわめて大きな挑戦である。こうした人びとがコミュニケーション手段へアクセスすることは、彼らが国際法に則り、合法的に主張するために、また彼らの権利の擁護と促進のために必要である。

### 2.1.7 基本的なリテラシー

リテラシーと教育への自由で普遍的なアクセスは、基本的な原則である。知識社会は十

分な情報と知識をもつ市民を必要とする。

能力開発には、ICTを使う技能、メディア・リテラシーと情報リテラシー、能動的な市民に必要な技能、すなわち、情報と技術を探し出し、評価し、活用し、創造する能力を含む必要がある。地域に密着し、均一で、ジェンダーに敏感で、社会を動かし仲介するアプローチが優先されねばならない。

知識や情報への自由は、アクセスと同様に、既存のメディアと新しいメディアの組み合わせも促進されなければならない。図書館—バーチャルな図書館を含む—は誰もが活用でき、知識と情報にアクセスすることを保障する重要な役目を担っている。知識と文化の共有財産は国際的なレベルで、また多国間レベルで、保護されなければならない。人間が中心となった情報技術は病気や疫病の根絶を促進し、あらゆる人びとに食物、住居、自由と平和を与えるのに役立つ。

リテラシー、教育、研究は情報・コミュニケーション・知識社会の重要な構成要素である。知識の創造と獲得は、参加型で包括的なプロセスとして育まなければならない。一方通行であったり、能力開発の一部に押し込められたりしてはならない。

教育（公式、非公式、生涯教育）は、リテラシーを身につけた市民と技能のある労働力を育てることで民主主義を築いていく。とはいっても、多元的な研究への方法や結果にアクセスできる教養があり、情報を手にする市民だけが、知識社会に完全に参加し、有効に貢献できるのである。

世界の大多数の人びとが地域、国内、国際的な場で言語の問題をもつことに関して、緊急に、ICTの正と負の潜在的な影響力に目を

向ける必要がある。情報コミュニケーション社会におけるリテラシー、教育、研究では、身体的障害を持つ人びとのニーズと障害を超越する手段（たとえば、音声認識、インターネットによる学習、通信教育）に焦点を当てなければならない。

## 2.2 人間の権利を中心とする社会

情報コミュニケーション社会は、人間の権利と尊厳に基づいていなければならない。国連憲章と世界人権宣言を基盤とし、人間のあらゆる権利—市民的、政治的、経済的、社会的、文化的な権利—の普遍性、不可分性、相関性、相互依存性、を体系化するものでなければならない。それらの権利には、開発への権利と言語に関する権利が含まれる。このことは、すべての権利の完全な統合と明確な適用、行使を、また、それらの権利の民主主義と持続可能な開発における中心性を意味している。

情報コミュニケーション社会は包括的でなければならない。包括的であることで、すべての人があらゆる種類の区別や差別を受けることなく、その能力を十分に発揮できる。ICT関連の規制、政策、計画では、非差別と多様性の原則が中心に据えられなければならない。

### 2.2.1 表現の自由

世界人権宣言の第19条は、人権を基盤とする情報コミュニケーション社会に不可欠な条件となるから、基本的かつ特別に重要である。第19条は、誰もが言論と表現の自由の権利と、情報や理念を制限なく、あらゆるメディアを通して、求め、受容し、伝える権利を持つことを要求している。これには、思想の自由な

普及、情報源とメディアの多元化、出版の自由、情報にアクセスし、知識を共有するための方法の使用可能性が含まれる。

インターネット上の表現の自由は、自己規制や行動規範によってではなく、法律によって保護されなければならない。事前の検閲や、コミュニケーションのプロセスに参加する人たちに対する、あるいは、情報の内容、伝達、普及に対する独断的な管理や規制があってはならない。情報源とメディアの多元化は守られ、促進されなければならない。

### 2.2.2 プライバシーの権利

世界人権宣言の第12条で述べられているプライバシーの権利は、市民、政治、社会、経済、文化活動に関する自己決定型の人間開発にとって不可欠である。

プライバシーの権利は、情報コミュニケーション社会において新たな問題に直面しており、公共空間や、オンライン、オフライン、家庭、仕事の場で保護されなければならない。誰もが、情報を受け、他者とコミュニケーションを望むかどうか、また、それをどのような形で行いたいかを、自由に決める権利を持っていなければならない。匿名でコミュニケーションする可能性が誰にとっても保障されなければならない。

個人情報に対する企業や政府の力は、傍受や監視を含み、乱用の可能性を増大させる。このような行為は、民主主義社会において、合法的な範囲で最小限にとどめられなければならない。説明責任を伴わなければならない。個人情報の収集、保持、加工、利用、公表は、いかなる者によっても、本人及び関係者の管理のもとに置かれなければならない。

### 2.2.6 女性の権利

「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(CEDAW)と「北京宣言」における行動綱領(第4回世界女性会議)に詳細に述べられているように、情報コミュニケーション社会における女性の権利を実現するためには、女性が経験する差別、不平等、不利な立場を認め、それに取り組むことがきわめて重要である。このことは、女性が男性とどのように異なるかを調査し、それらの差異がICTへのアクセス、機会、参加、利用における様々なレベルでどのように置き換えられているかを検討することである。

政策、あるいは法的な介入と計画が、これらの差異に意識して対応することを保障しなければならない。女性の平等を確実なものにし、それによって女性が人権を主張し行使する十分な能力を持てるように、分析においては、ICTの政策と計画の内容を網羅し、本質的に平等な研究方法をとる必要がある。この研究方法は、女性の権利を促進する行動が女性と男性の不平等な力関係を変えなければならないことを意味している。女性は機会の平等のみならず、機会へのアクセスの平等と、そのような機会を役立てることに全面的に参加することへの平等を必要としている。

### 2.2.7 子どもの権利

情報コミュニケーション社会は「子どもの権利条約」の原則を尊重し、それを促進しなければならない。すべての子どもは幸福な子ども時代を過ごす権利をもち、世界人権宣言のもとですべての人間に保障されている権利と自由を子どももまた享受する権利をもつ。すべての人びと、市民社会、企業セクター、

各国政府は、情報コミュニケーション社会における子どもの権利を支持することに同意しなければならない。

### 2.2.8 障害者の権利

包括的な情報コミュニケーション社会では、障害を持つ人びとが障害の種類や程度にかかわらず、ICTを含む情報とコミュニケーションに完全かつ平等にアクセスする権利を持つ。そのことは、あらゆるレベルにおける公共政策、法律、規則によって保障されなければならない。

この目標を達成するには、ユニバーサル・デザインの原則と支援技術の活用が情報コミュニケーション社会を築き、育んでいく全過程を通じて、本格的に促進され、支援されなければならない。そのような社会では、障害を持つ人たちとその人たちが属する組織が、障害を持たない人たちと同じ立場で、完全に参画できなければならない。

## 2.3 文化・知識・共有財産(パブリック・ドメイン)

情報コミュニケーション社会は文化と言語の多様性によって豊かになる。このような文化や言語は口述で記憶され、伝えられ、様々なメディアを通して記録され、伝達されてきた。そのすべてが人間の知識に寄与している。人間の知識は全人類の遺産であり、新しい知識が生まれる宝庫でもある。文化および言語の多様性の保護、メディアの自由、共有財産としてのグローバルな知識の擁護と拡大は、自然環境の多様性と同様に、情報コミュニケーション社会にとって不可欠である。

### 2.3.1 文化と言語の多様性

文化と言語の多様性は人間を中心とした情報コミュニケーション社会では欠かせない一面である。すべての文化は尊重され、保護されるべき尊厳と価値をもつ。文化と言語の多様性を基盤とするのは、とりわけ、情報と表現の自由、誰もがコミュニティの文化的生活に、地方、国家、国際のいずれのレベルでも、自由に参加する権利である。この参加には、文化的コンテンツを活用する側の活動も創造する側の活動も含まれる。ICTは、既存のコミュニケーション・メディアとともに、世界の文化と言語を維持し、開発する上で重要な役割を担う。

#### 2.3.1.1 能力開発と教育

文化と言語の多様性は単に守られるだけでなく、育まれる必要がある。このことは、既存のメディアや新しいICTを含むあらゆる方法を使って、いつでも、母国語で自己を表現することができる能力を意味している。情報コミュニケーション社会で貢献者になり、クリエーターになるためには、技術的なスキルだけでなく、クリティカルな能力と創造性が必要となる。

教育研修プログラムでは、とくに、ユネスコ「グリェンバルド宣言」にあるメディア教育に関心が払われなければならない。文化と言語の多様性は表現の手段および文化財やサービスの普及に対する平等なアクセスを意味する。コミュニティを中心とする取り組みが優先されなければならない。

#### 2.3.1.2 言語

言語の多様性は活気に満ちた情報コミュニ

ケーション社会の中核をなす。優先権が正しく与えられるなら、ICTは文化と言語の格差を埋めることができる。ICTの開発はこれまで、ローマ字を基礎とする言語（特に英語）を優越させ、地方や地域、少数者言語を無視するなど、不平等を増長させてきた。ICTの研究開発では、障壁を取り除き、言語と文化の間にある不平等に取り組むことが優先されなければならない。

### 2.3.2 メディア

#### 2.3.2.1 メディアの役割

表現の自由とメディアの自由は情報コミュニケーション社会のあらゆる構想の中心である。メディアはグローバルなコミュニケーションのビジョンに不可欠なメカニズムである。

すべての市民を巻き込み、彼らの能動的な参加を可能にして、多様なコンテンツを制作し、収集し、配信するメディアの役割は、きわめて重要である。特に発展途上国では、今後、ラジオとテレビが良質の情報を伝える最も効果的な方法となるだろう。デジタル時代においては、あらゆる形態のメディアが社会的団結と開発に大いに寄与できる。

第19条はメディアの自由と多元性に関する5つの地域宣言の基盤であり、メディアの役割は、そのすべての情報発信の方法において、これからも、この条項に基づいていなければならない。その内容はユネスコ加盟国によって満場一致で承認されている。

安全保障やその他の事情から、表現の自由やメディアの自由を譲歩させてはならない。メディアの過度な寡占を避けるため、メディアの複数性と多様性は適正な法律によって保障されねばならない。

メディア専門家と制作者の編集の独立は守られねばならない。ジャーナリズムや他のメディア制作における職業的、倫理的基準の策定は、メディア関係者自身が責任を負わなければならない。オンライン上の作家、ジャーナリスト、編集者も、その他のメディアに従事する人びとと同様に、契約上の権利をもち、社会的に保護されなければならない。

公共放送は、情報コミュニケーション社会において、すべての人びとの参加を保障するうえで具体的かつ重要な役割を担っている。国営メディアは編集上独立した公共サービス機関へと変革する必要がある。

### 2.3.2.2 コミュニティ・メディア

コミュニティ・メディア、すなわち独立し、コミュニティの主導で、市民社会を基盤とするメディアは、情報コミュニケーション社会、なかでも貧困のために取り残されたコミュニティでは、すべての人びとがアクセスし、参加できるという点で、特別な役割を果たしている。コミュニティ・メディアは、情報、人びとの声、対話を可能にする強力な手段となりうる。コミュニティ・メディアを保護し、強化するための法的・制度的枠組みは、弱い立場にある人びとが確実に情報やコミュニケーションにアクセスできるようにする上で特に重要である。

各国政府は、コミュニティ・メディアの法的枠組みが非差別的であることを保障し、透明かつ説明可能なメカニズムによって周波数を公平に割り当てねばならない。現在、許可されていないコミュニティ放送の運営を認可するために、放送免許の取得を容易にする目

標を設定するべきである。周波数域の計画と規則では、コミュニティ・メディアがアナログとデジタルの双方の環境で発展できるように、十分な周波数域とチャンネルの容量、および適正な技術基準を確実にしていく必要がある。

コミュニティ・メディア基金はコミュニティ主導型のメディアや、既存のメディアとICTを活用した情報コミュニケーションの新しい動きに投資、支援する市民社会とパートナーを組む資金提供者を通じて、開設されなければならない。新しい動きには、貧困コミュニティ、文化と言語の多様性、女性や少女の平等な参加への対策を講じるプロジェクトが含まれる。

コミュニティを基盤とするメディアとコミュニケーション・センターは、ラジオやテレビなど既存のメディア技術とICTへのアクセスの組み合わせを促進し、支援していかなければならない。

### 2.4.5 人間開発—教育と研修

リテラシー、教育、研究は、知識社会を構築するために必要な、基本的で、相互に関連する情報交換の構成要素である。知識の創造と獲得は参加型で、協働のプロセスとして生まれねばならない。それは一方通行であったり、能力開発の一部に押し込められたりしてはならない。公式、非公式、生涯学習など、様々な要素からなる教育は、リテラシーのある市民と熟練労働者の双方を生み出し、民主社会を構築していく上で重要である。

eラーニングおよび遠隔教育を十分に活用するためには、それぞれのメディアの多元化

と言語の多様性を地域の観点からとらえ、これまでの教育資源と手法によって補っていかなければならない。

情報を持ち、教育を受けた市民を育てること、すなわち、市民をエンパワーする教育、情報を獲得するための様々な手段、研究成果にアクセスできる市民だけが、知識社会に完全に参加し、有効に貢献できる。よって「開発の権利に関する宣言」と国際人権宣言で述べられているように、教育を受ける権利を認めることが不可欠である。

情報社会における個人とコミュニティに力を与えるような能力開発の動きには、基本的なリテラシーとICTを活用した技能に加えて、メディア・リテラシーと情報リテラシー、情報と技術を検索し、評価し、利用し、創造する能力が含まれる。とくに、教育者、学生、研究者は自由に学習し、更新し、複製し、配布し、実践することが認められている「フリー・ソフトウェア」を利用し、能力を開発できなければならない。

結局、能力開発を進めるには、一般的な学習意欲を刺激し、具体的かつ特別なニーズのある人たちに対応するということである。すなわち、若い人、高齢者、女性、障害を持つ人、先住民族の人、移民、難民および紛争後に帰還した人の生涯を通じた視点からのニーズである。ボランティアはとくに、政府教育機関が対応していないために社会から取り残された人たちの知識を伝達し、能力を強化するために役立っている。

情報コミュニケーション社会における能力開発には、メディア・リテラシーとコミュニケーション・リテラシーを指導する力のある

人たちを必要とする。したがって、情報社会の片隅にいる人たちに手を差し伸べるためには、あらゆるレベルの指導者や教育者の養成も同じように重要である。

図書館は市場の規則にとらわれず、デジタル・デバイドに挑戦し、情報にいつでもアクセスすることを保障する重要なツールである。それは、公的支援で助成された研究成果を公開することで、また、リテラシーを促進し、能力を開発し、世界中のあらゆる学習者への自主性を育てるコンテンツと教材を共有することで可能となる。これはまた、コンテンツの制作者が知識のパラダイムに自由にアクセスし積極的に参加することを必要とする。

知識と教育のグローバルな障壁は、法律に基づく組織的なグリッドロック（知的著作権法や国際基準など）にある技術的障害を超え、未来に目を向けることによって、また、新しい知的著作権の均衡をクリエイターが作品を保護するための、あるいは、市民社会の貢献で恩恵を受けるための共通の場として促進することによって、透明性のある評価を必要とする。

市民社会の一員である私たちは、知識と情報の生産と交換のためのオルタナティブなモデルが必要であるとみている。グローバルな知識のコモンズ（共同利用地）を確保し、資金調達していくために、市民社会に積極的に参加し行動する私たちは、科学とソフトウェア制作の分野で、またコミュニティを基盤とするコミュニケーション分野で、メンテナンス・プログラムとアップグレード機能を内蔵する、新しくて、開かれ、かつ自己運営型の出版モデルを支援する。（訳責 FCT）

## ■ FCTフォーラム記録

### WSISジュネーブ会議からの報告と第4回『スキャニング・テレビジョン日本版』を使って学ぶメディア・リテラシー

2003年12月20日 於：県立地球市民かながわプラザ

2003年12月20日、地球市民プラザを会場に、本年最後のFCTフォーラムが開催された。参加者はFCT会員をはじめ、行政関係者、教育関係者、学生など27名だった。前半では、FCTから世界情報社会サミット（WSIS）に出席した鈴木みどり、高橋恭子、折茂あやの3氏から報告があり、後半では宮崎寿子氏のファシリテーターで『スキャニング・テレビジョン日本版』を用いてメディア・リテラシーを学ぶ実践的なワークショップが行われた。以下に、その要旨を報告する。

#### ●世界情報社会サミット(WSIS)について

国連の世界情報社会サミットは2003年12月10日から12日までの3日間、「デジタルデバイドに橋をかける」をテーマに、スイスのジュネーブで開催された。参加者は各国政府代表者、市民社会(Civil Society=NGO市民、研究者、メディア関係者、地方行政関係者を含む)、企業(Private Sector)、の3つのセクターから総勢11,047名、1486団体であった。

国連主催の世界会議に政府代表、市民社会(Civil Society)、企業、という3つのセクターが同時に参加するのは新しい試みであり、その点でも重要な意義があった。オープニングセレモニーでは、アナン国連事務総長が「デジタルデバイドは単にインフラストラクチャーへのアクセスが問題ではなく、開発と公正の問題が重要である。ジェンダー、社会、政治、経済、におけるデバイドが現実存在する」と述べた。

期間中に同時進行で開催されたワークショップやフォーラムの数は87あり、他に開発のた

めのICT (ICT for Development) として、NGO及び企業セクターのワークショップが55開催された。

#### ●政府会議と同時進行で開催されたフォーラムの数々

サミット期間中には政府代表者による会議と並行して数多くのフォーラムが開催された。「市民社会」セクターのNGOが企画した「コミュニケーションの権利・世界フォーラム」は、CRIS(ガゼットNo.79参照)をはじめ世界各地のNGO約20のネットワークによる企画である。それは「コミュニケーションと貧困」「コミュニケーションと著作権、特許、貿易」「戦時下でのコミュニケーションと平和のコミュニケーション」「コミュニケーションと偏見」という4セッションで構成され、基本的人権としてのコミュニケーションについて討論された。テクノロジーは変化を引き起こすパワフルなツールとなり得るが、実際は表現の自由や情報へのアクセスを抑圧するツールとして使われているという現状が報告された。

World Electric Media Forum(世界電子メディア・フォーラム)はイタリアや日本などの公共放送や、アメリカ、EUなどのメディア関連機関が協賛しており、3つのセッションと12のワークショップで構成されていた。このフォーラムの初日に挨拶したアナン事務総長は「メディアはステレオタイプな表現やプロパガンダを流すために使われてきた。メディアが一握りの人に掌握された結果、多様な意見や見解を欠いてきた。このことが今懸



念されている」と述べ、マイノリティ市民の視座からデジタルデバイドの問題に真剣に取り組むことをメディアにも要請した。

このフォーラムでは「イラク戦争のニュース報道比較」のワークショップも行われ、オランダやフランスのテレビが日本のイラク報道とは異なる視点で報道していたことを改めて確認することができた。

### ●WSISジュネーブ会議と日本

今回のWSISへの日本からの参加者は、ICT関連の日本企業ブースが目立っていたとはいえ、全般的に少なかった。そんな中でNHKだけは会長をはじめ10余名で参加していたが、彼らが「市民社会」のNGO主催によるフォーラムに顔を出すことはまったくなかった。日本の問題意識は希薄で、ICTをめぐる問題を商業的な面でのみ捉えていることを改めて感じた。

鈴木みどりFCT代表からは、帰国後に新聞各紙でWSISに関する報道を読みたが、「市民社会」セクターを理解せず、NGO市民の参加やその役割についての記述が抜け落ちている、と指摘があった。

最終日に公に採択された「原則の宣言」と、それを批判して独自に提出された「市民社会」による宣言（特集を参照）を比較し、その相違点を確認する必要がある。特に、ジェンダーや基本的人権の扱い、ラジオやテレビなどの既存メディアやメディア・リテラシーの重要性が「市民社会の宣言」では強調されている。

最後に、2年後の2005年にチュニスで開催される2回目のWSISに向けてこの領域で長くNGO活動を続けてきたFCTとして何ができるかを共に考えていきたい、という発言で前半の報告は終了した。

### ●『スキヤニング・テレビジョン日本版』を

### 使ってワークショップ

『スキヤニング・テレビジョン日本版』を使ったワークショップは今回で4回目となる。メディア・リテラシーの学びを深め、ファシリテーターの育成を目的としている。

今回はWSISとの関連もあり、VTRテキスト18「インターネット」を用いた。

このテキストはカナダの人気番組である「メディアテレビジョン」(シティテレビ制作)の10周年記念番組として放送され、「インターネットは自由な世界に民主主義をもたらすのか。それとも企業が潜在的な消費者をターゲットにするための効率のよい手段になるのか」がテーマである。

内容は識者や業界関係者14人のインタビューを収録したものである。参加者はVTRを視聴しながら分析し、その後、5人一組に別れ、ティーチングガイドに沿ってグループ討論と対話を持ち、その結果を次のように発表しあった。

—インターネット人口5億人とは世界総人口の90%の人間には関係ないということだ。コミュニケーションにおいて言語やイデオロギーの障壁を乗り越えているのかどうかを再考する必要がある。ジェンダーの視座の重要性は、インターネットがこの10年間に人権より商業的な価値にシフトしていることから、一層重要になっている。

最後に、インターネットは社会と市民に繋がってゆかなければ形骸化するとファシリテーターの宮崎寿子氏がまとめ、鈴木みどり代表からは、ティーチングガイド原作者のニール・アンダーセン氏からのファシリテーターへのメッセージが紹介された—「優れた教え手とは学ぶ人から多くのことを学べる人である」

(まとめ 事務局)

## カナダ民間放送連盟 (CAB) 倫理基準

Canadian Association of Broadcasters' Code of Ethics

カナダ放送基準評議会 Canadian Broadcast Standards Council により施行(2002年6月改訂)

前号ではイギリスのBBC基準を取り上げた。そこで、今回はカナダ民間放送連盟 (CAB) の倫理基準を訳出紹介する。目次は次の通りである。

- 第1条 一般番組編成
- 第2条 人権
- 第3条 性役割ステレオタイプ
- 第4条 子ども番組
- 第5条 ニュース
- 第6条 十分かつ公平で適切な提示
- 第7条 議論の多い社会的関心事
- 第8条 宗教番組
- 第9条 ラジオ放送
- 第10条 テレビ放送
- 第11条 視聴者への勧告
- 第12条 コンテストや宣伝
- 第13条 広告 (一般的原則)
- 第14条 広告 (詳細)
- 第15条 サプリミナル広告の禁止
- 第16条 地域活動
- 第17条 教育
- 第18条 就労者
- 補足A 視聴者への勧告

### 背景

この倫理コードの目的は、放送局、放送ネットワークおよび専門サービス (以下「放送事業者」と総称) の所有者および経営者が、本国における不可欠なコミュニケーション・メディアとして、自らの第一の責務はカナダの

ラジオ聴取者およびテレビ視聴者に情報とニュースを伝えること、聴取者や視聴者の多様な嗜好に応じて様々な娯楽番組を提供すること、広告主やその代理店との取引において倫理的ビジネス基準が必要であること、などの認識を文書によって確認することにある。

広く認知されているように、放送事業者にとって最も価値ある資産は市民が示す敬意である。これは可能な限り高い基準の公共サービスと誠実性を堅持することによって獲得されるものであり、またそうすることによってのみ維持することが出来るものである。

電子形式の刊行物として知られる商業放送は、人びとのあらゆる関心事であるビジネス、政治、娯楽、情報、文化および教育などに関するサービスを営利目的で提供することに専念する競争の激しいビジネスである。

広告からの収益は非政府の放送を可能にし、ニュース、情報、教育、娯楽を含むすべての形態の番組をカナダ市民に提供することを可能にしている。各放送事業者はその放送局、ネットワークあるいはサービスの番組編成に対して責任を負っている。この責任の遂行は、広告主、生放送や収録番組のプロデューサー、広告代理店およびタレント事務所など、番組の制作に携わるすべての人びとが影響力を発揮して分担しあうことで初めて可能になる。

### 第1条 一般番組編成

放送事業者は、人びとの嗜好が多様であるという認識に基づき、(その傘下にある) 放

送局、ネットワークおよびサービスができるだけ多種多様な番組を編成するようにして、それらの番組から聴取者および視聴者の誰もが自分の好みと希望に沿った番組を選択し享受できるようにする責任を負っている。

## 第2条 人権

放送事業者は、すべての人はその存在を充分かつ平等に認知され、基本的人権と自由を享受する権利を持つことを認識し、番組編成において人種、国籍または民族的出自、肌の色、宗教、年齢、性別、性的志向、婚姻歴、あるいは身体的・精神的障害などに基づく不正かつ不当な差別的内容やコメントを含まないことを保証しなければならない。

## 第3条 性役割ステレオタイプ

放送事業者は、ステレオタイプ化されたイメージが否定的な効果をもつことを認識し、番組の中でステレオタイプを使用せず、両性の知性および感情における平等を反映することによって、性役割ステレオタイプにかかわる諸問題に対して、可能な限り十分に強く意識した感応力(センシティブィティ)を示す責任がある。放送事業者はこの分野におけるより詳細な条項に関して「テレビ・ラジオ番組のための性役割表現コード」を参照すること。

## 第4条 子ども番組

(1) 子どもを対象として制作された番組は感受性の強い心に訴え、社会的態度や性向に影響を及ぼすという認識に基づき、放送事業者は放送素材の選択、登場人物の性格描写や筋立ての調整において、できるだけ厳密に監督する責任がある。

(2) このことは、子どもの想像力や冒険好みの性向に共通する活力やバイタリティの排除を意味するのではない。子ども番組は健全

な社会概念に基づき、レベルの高い技法を用いて提供されるべきであり、現代のカナダ社会のモラルと倫理的基準を反映し、向社会的(社会に働きかける)態度や行動を奨励するものでなければならない。放送事業者は、親たちが豊富な放送番組の中から子どもに最適なものを選び、それに子どもの注意を向けさせるよう奨励しなければならない。

(3) 子ども番組における暴力の提示に関連する特別規定については、放送事業者は「テレビ番組における暴力に関する自主コード」を参照するものとする。

## 第5条 ニュース

(1) ニュースが正確かつ偏向なく報道されるようにするのは放送事業者の責任である。このような報道を保証するには、ニュースを獲得するための準備を周到なものにしなければならない。またニュース報道は論説ではないことを明確にしなければならない。

(2) ニュースの選択は、議論の多い社会的関心事について、それがいかなる問題であれ、一方の側だけを助長したり妨害したりする目的で行ってはならない。また、経営者、編集者または番組の準備や放送に携わる人びとの信条や見解、要望に基づいてニュースを選別することがあってはならない。民主主義におけるニュース報道の基本的な目的は、人びとが自分自身の結論を導き出せるように、何が起きているかを知り、それを理解できるようにすることにある。

(3) このことは、放送事業者がニュースを分析したり解明したりすることを禁じるものではない。ただし分析やコメントはそのように明示され、一般のニュース報道とは明確に区別されなければならない。放送事業者は、

編集上の見解を提供する権利を持つが、これもそのように明示され、一般のニュース報道や分析とは完全に区別されなければならない。

(4) 放送ジャーナリズム一般についての詳細は「カナダにおけるラジオおよびテレビのニュース制作者の倫理コード」("RTNDA")を、またテレビのニュースや報道番組での暴力の提示、デリケートな題材のグラフィックな報道、性的にきわどい用語の使い方についての手引きとしては「テレビ番組における暴力に関する自主コード」を、参照しなければならない。

#### 第6条 十分かつ公平で適切な提示

一般に認識されているように、ニュース、見解、コメント、解説の十分かつ公平で適切な提示は、放送事業者にとって第一の基本的責任である。この原則はすべてのテレビ・ラジオ番組に関わって、それがニュースであれ報道番組であれ、あるいはワイドショー、トークショー、電話による視聴者参加、インタビューであれ、あるいは他の放送形態であれ、適用されなければならない。それらの番組では、放送事業者側の人物や番組ゲスト、あるいは電話で参加する視聴者がニュースへの見解、コメント、解説などを述べる可能性があるが、そうした可能性にかかわらず、この原則が適用されなければならない。

#### 第7条 議論の多い社会的関心事

民主主義においては社会的関心事のすべての側面を公開する必要があるという認識に基づき、論争的性格を持つすべての問題を公平に扱うことは放送事業者の責任である。バランスのとれた番組編成のすべての要素を考慮し、かつ提起された問題が公共の利益にかかわる度合いに応じて、放送時間を割り当てなければならない。放送事業者は、健全な議論

が民主的制度の維持にとって本質的であることを認識し、公共の利益の要素をもつ議論に関するニュースや見解の報道を促進するよう努力しなければならない。

#### 第8条 宗教番組

放送事業者は、コミュニティに対して、宗教的メッセージを提示するための適切な機会を提供するよう、努力しなければならない。またコミュニティにおける宗教活動を促進するために、あらゆる手法で援助する努力をしなければならない。宗教放送の目的は、精神的な調和を促進し、人間愛を理解し、コミュニティの多様な宗教的ニーズに広く貢献することであるという認識に基づき、あらゆる教義、あらゆる人種に属する人びとに同時に届けられる宗教放送が、一定の人種や宗教に対する攻撃として利用されないようにすることは、放送事業者の責任である。

#### 第9条 ラジオ放送

地域ラジオ局の番組放送は、ラジオが地域的なメディアであり、それ故に地域コミュニティの基準を反映していることを認識し、一般に知られておりその市場で聴取可能な番組内容へのアクセスや、その局の聴取者の人口統計学的構成、および番組の様式などを考慮しなければならない。このような文脈においては、ラジオ放送事業者は、以下の要素が番組に含まれていないよう確認し、特に注意を払わなければならない。すなわち、(a)あらゆる形態での根拠のない暴力、または暴力の是認、奨励、美化、(b)不当に露骨な性表現および/または(c)不当に粗野で攻撃的な言葉、である。

#### 第10条 テレビ放送

##### 編成

(a)成人視聴者向けの性的にきわどい素材、

粗野な、または攻撃的な言葉を含む番組は、午後9時から早朝6時までの深夜時間帯前に放送されてはならない。放送事業者は暴力的表現を含む番組の放送時間については「テレビ番組における暴力に関する自主コード」を参照しなければならない。

(b)放送事業者は、午後9時以降にテレビを見ている年長の子どもがいることを認識し、下記の第11条（視聴者への勧告）を遵守し、視聴者が自分たちおよびその家族にとって適切な番組であるかどうかを判断できるような情報を提供しなければならない。

(c)深夜視聴時間の前に放送される輸入番組に対してCRTC認可の代替権限を持つ放送事業者は、遠距離の海外シグナルにはないカナダの番組分類法と視聴者への勧告を視聴者に提供するために、第10条(a)にかかわらず代替番組を用いてもよい。

(d)第10条(c)により、午後9時以前に放送される成人視聴者向け番組の内容に関する視聴者への勧告においては、放送事業者は特に注意を払わなければならない。(注：時差に対処するため、またカナダの遠距離の放送シグナル受信に対処するため、これらのガイドラインはシグナルの発信源のタイムゾーンを適応されなければならない)

(e)成人視聴者向けの性的にきわどい素材、粗野な、または攻撃的な言葉を含む広報番組は、午後9時以前に放送してはならない。

(f)劇場用の長編映画のような成人視聴者向けの性的にきわどい素材、粗野な、または攻撃的な言葉を含む広告は、午後9時以前に放送してはならない。

#### 第11条 視聴者への勧告

成人向け内容や、ヌード、性的にきわどい

素材、粗野な、または攻撃的な言葉、あるいは視聴者の感情を害しやすい内容を含む番組については、消費者の視聴選択を援助するために、放送事業者は次のように視聴者への勧告を提供しなければならない。

(a)成人向けの以上の内容を含む深夜番組においては、最初の1時間は、すべてのCMタイムの前後に挿入、(b)子どもには適切でない内容を含む深夜放送以外の番組のすべてのコマーシャルタイムの前後に挿入。

視聴者への勧告で用いる文言については、補足Aで概説してある。ここに提案されている文案をそのまま使うこともできるが、放送事業者は該当する番組の視聴者に対して、もっとも妥当性があり有用な情報を提供する文案を採用するとよい。

#### 第12条 コンテストと宣伝

生放送におけるコンテストや宣伝はすべて公平かつ合法的に制作され、それらが誤解を招くものでないこと、危険がないこと、一般の人びとに迷惑や混乱をもたらす恐れがないこと、また懸賞や約束事項などは放送されたとおりに実行されること、などに特に注意しなければならない。

#### 第13条 広告（一般原則）

(a)スポンサーが聴取者や視聴者に提供するサービスは、そのコミュニティの中で商品やサービスが入手可能であることを知らせ、これらの商品やサービスが家庭の親密な領域に立ち入るという認識に基づき、放送事業者とその営業担当者は、広告主や代理店とともに、広告を伝える技法を向上させ、広告がシンプルで、誠実で、かつ信頼性を持つもので、現行のコミュニティが持つ許容基準に反することがないようにしなければならない。

(b) 広告は、適切な販売メッセージを用いるだけでなく、良質の番組を提供することによって提供主に対する人びとの好意的な反応を引き出し、その効果を最大のものにすることができる。前述した内容に関する留意事項は、商品やサービスの利用や価値、あるいは魅力をドラマ化することを妨げるものではない。適切な法規により人びとは医薬品、専売薬品、食品の間違ったあるいは誇張された表現から守られている。しかし、このような製品の広告主や代理店と取引する放送事業者とその営業担当者は、それらの製品の利用や価値が攻撃的ではない言葉で表現されることを保証する責任を持つ。競合他社や他の業界、事業と対照させて放送される広告のアピールやコメントは、人びとの信頼を損ねやすいという認識に基づき、放送事業者はそのような広告のアピールやコメントを、権限が許す限り放送しないようにする責任がある。

(c) 暴力シーンが含まれる広告や広報を扱う規則については、放送事業者は「テレビ番組における暴力に関する自主コード」を参照しなければならない。また、カナダ広告基準によって管理されている「カナダ広告基準コード」、「ジェンダー表現ガイドライン」、「子ども向け広告に関する放送コード」、「アルコール飲料の放送広告コード」を遵守しなければならない。いずれのコードやガイドラインも、CABによる時々の改定と承認の対象となるものである。

#### 第14条 広告（詳細）

(a) 放送事業者は、放送する広告に対して責任を負うことを認識しなければならない。すべてのコマーシャルはそれに適用される法律と規則に則していなければならない。

(b) 放送事業者はニュース報道における広告がそれに隣接するニュース情報と明確に区別できることを保証しなければならない。このためには、ニュースを伝えるアナウンサーが番組中に、いかなる場合であれ、CMを読むことがあってはならない。

(c) 放送事業者は、ニュースや報道番組においては、正確、公平かつ客観的であり、公正と誠実が報道を貫く至上の留意事項であることを確認し、広告による影響、またはそのような痕跡がないことを保証しなければならない。

#### 第15条 サプリミナル技法の禁止

放送事業者はサブプリミナル効果の技法や装置を用いたすべての広告および番組の放送を回避するため、あらゆる適切な手段を尽くさなければならない。サブプリミナル技法とは、瞬間的な画像や音声やその他の手段によって、そのような技法の使用やメッセージ自体に気づかせずに、メッセージを伝達する、または伝達しようとする技法や装置を意味する。

#### 第16条 地域活動

放送事業者はできる限り自らが属するそれぞれの地域（コミュニティ）の関心に応え、やりがいのあるコミュニティ活動をみつけ、それに積極的に参加する責任がある。

#### 第17条 教育

放送事業者は、すべての番組にはその性質上何らかの教育的な価値があることを認識し、できる限り有用かつ楽しい方法で、一定の教育的努力をすることに力を注ぐ。この目的のために放送事業者は、教育と文化にかかわる学校、高等教育機関、家庭、その他の社会的制度の教育的文化的影響力を増大するために、継続的に放送時間と放送設備を活用し、適切

な教育組織と協力していく。実践出来る時には、そのような機会を活用し、どのような適切な教材が使用出来るか、どのような方法で提供するのが最適であるかを、それらの組織と相談しなければならない。実践出来る場合は、放送事業者、広告主またその代理店は、人びとを啓発するための事実に基づく教材を組み込んでいかなければならない。

## 第18条 就労者

(a)各放送事業者は採用する部門の仕事に対し資質と適性があり最高の能力を持つ人材を確保するよう努力しなければならない。放送業界のサービスを魅力のある永続的職業とするために、あらゆる試みが行われなければならない。就労者はその生き方や個人的功績を通してコミュニティにおける局への信望に貢献することを許されなければならない。各就労者は、適用可能な法律が提供する最小限の保障に加え、その時々各コミュニティにおいて一般的な基準に準じた適切な報酬と待遇を享受出来なければならない。この条項が持つ一般的意味は、いかなる業界も多くの場合、惹きつけることの出来る就労者のタイプや、就労者が行動するときの態度、その生活の仕方や生き方および彼らが働いている業界の考え方によって評価されるという認識をもつことにある。放送事業者は就労者を価値ある資産として認識し、スタッフとの関係を維持し、関係をより良いものにしていくために最善を尽くす必要がある。

(b)雇用の平等の問題に関する規則と政策に関しては、放送事業者は「雇用平等法」、「1986年雇用平等規則」、「ジェンダー表現における1992年政策」(P.N. CRTC 1992-58, 1992/9/1公布)、および「雇用平等政策の

履行」(P.N. CRTC 1992-59, 1992/9/1公布)を参照しなければならない。

## 補足A－視聴者への勧告

放送事業者は視聴者への勧告に以下の序文をつけるものとする。

「カナダ放送基準評議会 (CBSC)の会員として、CXXX-TVはこの視聴者への勧告を提供します」「カナダ放送基準評議会(CBSC)の会員として、CXXX-TVはこの勧告を提供し、視聴者の番組選択をお手伝いします」

以下は、性的にきわどい素材、粗野な、または攻撃的な言葉を含む成人視聴者向けの番組等に関する勧告の例である。これらの勧告は、放送事業者が「CAB倫理コード」への義務を果たすのを援助するためのガイドであり、また視聴者が番組を選択するときに適切な情報を入手できるようにするためのものである。各放送事業者は、それぞれの市場にあった勧告を作成し、実施し、番組が適切な視聴者に向けて放送されることを徹底するよう奨励される。

「次の番組には粗野な言葉が使われるシーンがあり、年少の子どもには適していません」「次の番組には成人視聴者向けの性的にきわどい内容が含まれています。視聴者の判断が必要です」「次の番組には性的にきわどい内容が含まれています。視聴者の判断が必要です」「次の番組には成人向けの暴力、粗野な言葉およびヌードシーンが含まれています。視聴者の判断が必要です」「次の番組は成人向けの内容を扱い、成人視聴者向けとなっています。視聴者の判断が必要です」「次の番組は成人向けの内容を扱い、ヌードや粗野な言葉を含みます。視聴者の判断が必要です」

(訳責 FCT)

## メディア出身者のメディア・リテラシー

今から10年前、1994年6月夜、長野県松本市で起きた「松本サリン事件」は多数の死傷者をだす大惨事になった。そして事件の第一通報者であり、被害者でもある一市民とその家族は、被疑者不詳のまま、警察により家宅捜索を受けた。殺人容疑をかけられて・・・

映画「日本の黒い夏」【冤罪】のキャッチコピーである。

\*

映画は本来フィクションであるはずだ。しかし、この冤罪事件は実話である。マスコミは警察発表をそのまま伝えた。いわゆる「誤報」だ。しかも各社一斉に！許されざる大罪である。

と書けば他人ごとのようにみえるが、実は当時、私も秋田の「民放・報道局勤務」で配信されたニュースを放送していたのだから同罪である。

もしかして、私の「メディア・リテラシー」はその頃始まっていたのかもしれない？

\*

「5W1H」の原則、今更と思うが実はこれが揃わず、感想、憶測、推察、仮定、想像、等でメディアが「事実」を表現する時、とんでもないことが起きる。「誤報」はその典型だろう。

「メディア・リテラシー」のキーコンセプトがその対極にあると認識する所以である。

ともあれ、私の確実な「メディア・リテラシー」との出会いは1990年「放送レポート」159号「メディア・リテラシーの現在と未来」

依本 悟（秋田県生涯学習支援システム講師）

①からである（執筆・立命館大学教授・鈴木みどり）。それはまた「FCT」との出会いでもあった。

2003年3月20日、アメリカの奇襲作戦「イラク攻撃」始まる！その時、いったい何が起こったのか、私たちは啞然とするだけだった。日本のいや世界のメディアは混乱し、やがて情報が整理されぬまま、洪水の如く流れ出した。戦場が中継され、カメラのレンズに「血」まで飛んだ。しかし、私たちは「その戦争の内容を」知ることは出来なかった。

「私のメディア・リテラシー」はこの時やっとなスタートラインに着いたのである。

\*

一と此処まで書いて急に嫌悪の破顔になった。「私のメディア・リテラシー」はまるで花園の満開の花を2、3本摘み取った様なものだ。草の根のリアリティーが無い。破廉恥と嘆いてみたが、「FCTとその周辺」の呼びとはクリティカルに読み解く力を持ち、培養できる、と合点すると気が楽になった。

\*

2003年11月22日、秋田市「親と子のメディア・リテラシー」研修会の講師をつとめる。地元のメディア（ラジオ局）が取材に来てくれる。雪の下から草の芽が出て来たか？

参加者の感想「4年と6年の子どもを連れて行きましたが、車に乗って外を見ながら、あの看板もメディア、これも・・・などと、言うようになりました」

嬉しかった。



# データバンク

## 【国内篇】

●『被抑圧者の教育学』、パウロ・フレイレ著、小沢有作・楠原彰・柿沼秀雄・伊藤周訳、亜紀書房、1979年5月刊（2004年、11刷）。

パウロ・フレイレは、1970年代にイヴァン・イリイチとともに成人教育を含む教育の論議においてもっとも頻繁に引用されたと言われているブラジル出身の教育者であるが、レン・マスターマンによるメディア・リテラシー教育思想と方法にも大きな影響を与えている（『メディア・リテラシーの現在と未来』第2章宮崎寿子訳『メディアを教える』（1985年）55-58頁）。

本書は、フレイレの代表作の一つであるが、彼がブラジルの軍事クーデターから逃れたチリで執筆され、後にアメリカ合衆国滞在中に発刊されたものであり、当時は「禁断の書」と言われ、母国ブラジルへは持ち込むことすら困難であったという（パウロ・フレイレ著、里見実訳『希望の教育学』、2001年、太郎次郎社。なお、同書はフレイレ自身が『被抑圧者の教育学』を読み直し92年に執筆した書の邦訳である）。

本書は、1960年当時、2500万人の住人のうち、1500万人が文字を奪われ貧困と飢餓のなかに放置されていたブラジル北東部と亡命先のチリで識字教育に取り組んだフレイレの経験にもとづいて、被抑圧者の人間解放のための理論と方法を述べており、4章の構成になっている。第1章「なぜ被抑圧者の教育学か？」では、「沈黙の文化」にいる抑圧された人びとが自分たちの状況を対象化し、それを変革する主体として人間化する過程が「意識化」とする。第2章「銀行型教育と課題提起教育」、第3章「対話—自由の実践としての教育の本質」では、「意識化」を可能にするために、フレイレは知識の一方的な伝達によるつめ込みの「銀行型教育」ではなく「課題提起型教育」を提示する。それは、教育者と学習者が共同で認

識対象を省察し探究するものである。第4章「文化行動の理論」では、社会変革において「対話的行動理論」をとる以外に被抑圧者が真に変革の主体になることはないとする。（N）

●「視聴率の“物神化”を批判する」、小中陽太郎、『放送レポート』186号、2004年1月。

日本テレビの番組プロデューサーが視聴率調査世帯を買収して「視聴率操作」をした事件は、視聴率が即、金に還元され「視聴率がテレビ営業の生命線」とされるテレビのシステムのなかで起こった。筆者は、視聴率問題とは「個人の鑑賞力を数字にゆだねることができるかを問うもの」であるという。そして「私たち自身がテレビの評価にあまりにも無関心であった責任」に言及する。視聴率の物神化を食い止めるためには視聴者が視聴率のメカニズムを知り、調査対象の公開や、視聴率の多様化を要求することが必要であると言う。

コラム「視聴者の眼」では、中村信也がテレビ局の株主でありながらこの事件を鬼の首でもとったかのように報道した新聞各社の責任を問い、「視聴率原理主義を相対化し、賢い視聴者＝消費者・労働者を育てて応援するようなテレビであってほしい」と主張する。

匿名座談会「“数字の呪縛”を解け」では、キー局、ローカル局の社員と元広告代理店社員が、テレビ局と広告業界の実態をもとに、「呪縛を解く」ための方策についての論議を展開する。「視聴率至上主義」のシステムは、国民共有の「公共財」である電波で商売をしている広告業界とテレビ局によって作りあげられた。「ルールを作った人がゲームをし、審判までしている」状況に対して、透明性、公共性を高めるような広告取引の方法が確立されるべきとして、CMの直接取引引き、最低単価の設定、視聴率に頼らない買い付け方法などを提案している。またキー局では視聴率によって番組が打ち切られることがあるが、ローカル局では、視聴率に左右されずに、地域に密着し、地元のスポンサーと共同して番組制作を続けていることが紹介されている。（E）

●「論考・なぜ、視聴者への謝罪がないのか」、鈴木みどり、『京都新聞』2003年12月5日朝刊。

2003年10月に発覚した日本テレビ制作者による視聴率買収事件の本質と今後の対応に関して、同局のみならず日本のメディア界全体のあり方を問う論考。筆者は、この事件が新聞各紙の社説や論壇で種々取り上げられているとはいえ、そこには日本テレビに対して視聴者への謝罪を求める記述が見当たらないと指摘する。そのうえで、視聴者の動向を知るための指標として使用されている視聴率でありながら、そのような視聴率を買収しようとする行為自体が「視聴者の人間としての尊厳を傷つけ冒瀆するものである」と述べ、放送事業者が第一になすべきことは「視聴者の私たちにに対して心底から謝罪することではないのか」と問いかける。

さらに、今回の事件は、視聴者である市民が単に情報を受け取るだけの「容器」のような存在として軽視されていることを再確認させるものであったと述べ、放送法の目的（第1章1条3）でいうように、民主主義社会にふさわしい市民と放送事業者との関わりを考えるべきであるという。

変革の手がかりとしては、イギリスのBBC「制作者ガイドライン」（『fctGAZETTE』No.81参照）、カナダのCBC「オンブズマン」制度をあげている。日本の現状では、市民が能動的なオーディエンスとして日常的に放送のあり方を評価するシステムはなく、放送事業者の自覚も乏しい。日本のメディア政策は産業優先で現在にいたっているが、「文化としての側面」を今問うべき時が来ている、と論じている。（B）

●「何が彼をそうさせたのか—日本テレビ視聴率『買収』事件を問う」岩崎貞明、『月刊マスコミ市民』No.419、2003年12月号。

日本テレビ視聴率「買収」事件の検証。本稿は同局の『「視聴率操作」調査委員会』報告を照査し、この事件を誘発させた放送局の構造的な問題を列挙する。

第一に、「資本主義社会の原理である利潤追求

に、視聴率がリンクしている」ことを指摘し、放送局の収入源である広告費、特に「スポットCM」の値段が視聴率に大きく依拠していると詳述する。

第二に、「成果主義的人事管理制度」の問題を提起し、社の目標として高い視聴率を設定し、達成されなければこれを理由に人件費抑制策を遂行していたという現実が、視聴率操作を誘発させていることを明示する。

第三に、局側の制作費管理の怠慢、番組制作会社への「優位的地位の濫用」の問題を挙げ、日本テレビ局の安藤プロデューサーが制作会社から番組の制作費を同局に水増し請求させ、水増し分を自己へ還元させた後、その多くを視聴率操作の工作資金に充てていたことを指摘する。

更に、同局の経営陣の責任の取り方について、氏家斉一郎前会長のCEO（最高経営責任者）辞任、萩原敏雄社長の副社長降格に対して寛大すぎる処分であるとし、安藤氏の刑事告訴見送りに疑念があると述べている。

最後に、「視聴率至上主義」から脱却する方策について、広告代理店の存在と責任を明確にする必要性を説く。その中でも特に「電通」の存在を挙げ、同社が日本の広告の主要な部分を占有し、更に視聴率調査会社「ビデオリサーチ社」の最大株主となっているという内実に触れる。そして、番組評価の「接触率」から「質」への移行、スポットCMの総量規制と料金の定価制、放送局と広告代理店の業務の透明化等を提案し、信頼回復のための情報開示と説明責任への要望を示す。（I）

●「特集 総選挙報道03秋」、『総合ジャーナリズム研究』No.187、2004年冬号。

昨秋の総選挙は「政権選択」選挙と言われたが、自民党と民主党のマニフェストを見ると、自衛隊のイラク派遣を除けば両党とも軍事大国化、構造改革路線では一致していた。この点について渡辺治は、「頭わになった現代日本の報道姿勢」と題して、マスコミが二大政党のいずれかを選ぶ選挙であると報道したことの是非を問う。選挙報道では、日本の針路をめぐる争点を集約する選択肢が

明確に示されないままに、「特定の立論を自明の前提とする決め付け報道の横行」、「社会や政治における多様性とマイノリティに対するまなざしの不足と軽蔑」という「現代日本のマスコミ特有の特徴が象徴的に示された」と論じる。

これに対して、「政権選択」報道を積極的に行なった立場から毎日新聞政治部の与良正男は、「活字メディア『復権』のいい機会だった」と題する一文を寄せている。筆者はこの時代には「多種多様な意見を紹介することがことさらに必要」としながら、政界も有権者も変わりつつあることに注目する。 маниフェストが広く読まれたことは、「テレビ政治」から「活字メディア」の復活が期待でき、「もっと気軽に政権交代を」考えてもよいのではないかと問いかける。

特集の最後には総選挙報道をめぐるメディアの動きがまとめられている。(E)

#### ●「2003年総選挙を振り返って」、『月刊民放』2004年1月号。

各政党が маниフェストを発表し「政権選択選挙」と称された昨年11月の総選挙。各局は党首が出演する番組を多く組み、投票結果にテレビが影響力をもつ傾向はますます強まることが明らかになった。特集ではキー5局の報道局責任者らが、自局の報道を振り返る。テレ朝は政党スポットCMの扱いの問題点、フジテレビは各局で差のあった出口調査報道の問題に触れる。TBS、日テレは番組編成にあたって自民、民主の二大政党だけでなく、他の各党への目配りも必要と考えたと述べる。特集の最後で「 маниフェスト選挙とテレビ放送の政治的公平性」と題する一文を寄せた後房雄は、民主主義のタイプの転換にともなってテレビ報道のあり方も変化すべきであり、「政治的公平性」の意味も変わってくる、と言う。「政権選択」が問われる選挙で、小泉首相と民主党菅代表の直接討論番組が少なかったことは、果たして政治的に公平だったのか。テレビは有権者の政権選択にとって必要な情報を提供することを最優先して、方針の転換をすべき、と論じている。(E)

#### ●『おいブッシュ、世界を返せ!』、マイケル・ムーア著・黒原敏行訳、角川書店、2003年11月刊。

いま首都ワシントンでいろんなことが変わりつつある。ぼくたちの悲しみとまた“あれ”が起きるのではという恐怖心を利用し、9・11の犠牲者を格好の口実にして、現在大統領職にある男がアメリカ的な生き方を永久に変えてしまおうとしている。『アホでマヌケなアメリカ白人』の著者であり、アカデミー長編ドキュメンタリー賞受賞作「ボウリング・フォー・コロバイン」の制作者でもあるマイケル・ムーアの最近の話題作である本書は、こういう前書きではじまる。ちなみに著者は、アカデミー賞受賞席上でブッシュ批判のコメントをして話題になった。

ブッシュ政権によれば—そして彼らがメディアにひろめさせた物語によれば—テロリストはどこにでもいる、と毎日なにかしら新しい警告が発せられその恐怖心がいまや利用されている。200年間アメリカ人が享受してきた市民の自由を喜んで捨ててしまうほどの脅威なのである、と。

9・11以後二つの戦争をしてきたアメリカは、いかれた独裁者を支援したり、民主的な政治体制を混乱に陥れたり倒したりしてきた。よその国の国民が選んだ元首の首をおとす手伝いをして自由を愛してきたことがよくわかる。そしてそれに大きな役割を果たしているのがメディアである。自称“自由なメディア”フォックスニュースが戦争のプロパガンダを盛大にやってくれたので国民はそれから逃れることができなかった。その結果としてアメリカ男児に救出される英雄アメリカ女性兵士の映像ができ、感謝の念にあふれてサダムの銅像を引き倒すイラク民衆の映像が流された。

メディアの監視グループFAIRが夕方のニュース番組6つを2003年3月20日から3週間チェックしたところ視聴者が接する主戦論的な情報は反戦論情報の25倍あった、と。軍からの情報は民間人からの情報の2倍あった。反戦論情報のコメントは短く大半は街頭インタビューに応えた市民だった・・・などの報告をあげている。アメリカ在住のペンタゴン一族24人がテロのおきた9・11の翌日

サウジアラビア大使館に呼び集められ、FBIの許可のもとに自家用ジェット機で飛び立ち、ヨーロッパに渡った、といった面白い話なども満載で、現在のアメリカの側面を小気味よく抉り出させてみせている。(K)

●『現代のメディアスポーツ論』、橋本純一、世界思想社、2002年刊。

これまで、日本におけるメディアとスポーツの研究は、マスコミとスポーツの関係性に言及したものがほとんどであった。しかし本書は、メディアスポーツそれ自体に焦点を当て、その社会的編成と機能を解析したものである。

第I部では、これまでの日本におけるメディアスポーツの変遷とその研究の動向を整理し、今日の社会的、経済的制約のもとにおけるメディアスポーツのプロデュース方法を論じている。

第II部では、種々のメディアスポーツテキストのケーススタディ的分析が紹介されている。順に挙げれば、「シドニーオリンピックを素材にしたフェミニズム分析」、「スポーツCFを対象にしたジェンダーに関するメディアイメージの分析」、「障害者(社会的弱者・マイノリティ)を中心の視野においたテキスト分析」、さらに、「新聞報道」「スポーツマンガ(アニメ)」「スポーツ実況中継」の分析・考察である。

そして、第III部では、メディアスポーツの未来像を展開する論文が集められている。

ここでは、第II部の中の、スポーツマンガ(アニメ)の考察を行った論文を紹介してみる。

筆者は、スポーツにおいて感動を生み出すようなプレイを「出来事」、「出来事」が部分的に切り取られ強調されたものを「物語」とし、この両者の循環作用による再生産的関係を説明している。

本稿では、アニメ『タッチ』を例に取り、「負けても真っ向勝負する物語」に、見る者を感動させるものがあるとしている。それを踏まえ、1992年夏の甲子園大会で、松井秀喜選手が全打席敬遠を受け、相手チームに批判が集中したことに対し、「野球マンガのようなメディアから得られた“敬

遠ではなく真っ向勝負をよしとする野球信条」という「物語」が人びとの中に沈殿しており、人びとは球場における眼前のプレイをこの定式に基づいて見、その結果、「物語」が強化・再生産される」と考察している。

そして最後に、スポーツの物語の骨組みには、「才能と努力と成功(あるいは不成功)」という基本構造が埋め込まれており、その背景には、近代社会の業績主義・能力主義・優勝劣敗主義に基づく「競争による優越性の追求」が設定されていると指摘している。(H)

●「第45回日本=性研究会報告 性情報とメディア・リテラシー」、谷山牧(東大大学院医学系研究科)『現代性教育研究月報』2003年12月号。

この月報を発行する(財)日本性教育協会主催のシンポジウムが、2003年11月3日に東京で開催された。本稿はその報告で、鈴木みどりによる基調講演「メディア・リテラシーの現在」と、パネル・ディスカッション「性情報とメディア・リテラシー」のパネリスト3氏の講演およびディスカッションからなる。次にその一部を紹介する。

まず、鈴木(立命館大教授)は基調講演で、「今なぜメディア・リテラシーか」を明らかにすることが重要であるとし、「メディア社会」において、メディアとは何かを意識化し、その意味を考える必要を語る。

次に、諸橋泰樹(フェリス大教授)はジェンダーの観点から、「性情報を巡る問題で、メディア・リテラシーに何ができるか」と題し、氾濫する性情報や多様な性表現に接し、「生きる力や知恵」としてメディア・リテラシーの獲得が必要と述べる。

また、篠田博之(月刊『創』編集長)は編集者の立場で、「性表現をめぐる規制とメディア・リテラシー」について体験に基づいて述べ、最後に、藤川大祐(千葉大助教授)が「メディア・リテラシー教育の授業をつくる」のタイトルで話した。

報告を締めくくり、筆者は、人が「自律的に存在」していくために、メディア・リテラシーの学びが重要と総括している。(B)